

社会福祉法人セーナー苑 サービス利用料金一覧表

1 障害福祉サービスの料金

利用した障害福祉サービスの種類や量に応じて、そのサービス費用の1割負担（定率負担）が必要となりますが、1ヵ月あたりの負担が増えすぎないように負担上限額が市町村民税の課税状況に応じて設定されています。

また、その上限月額について軽減の措置が設けられています。サービスを利用された際にその上限月額以上の自己負担はありません。（ただし、施設での食費、光熱水費などは実費負担となります。）

2 障害福祉サービスにかかる自己負担の月額負担上限額

所得区分 (市町村民税の課税状況等で判定されます)		月額上限額	備考
生活保護	生活保護を受給する世帯	0円	*世帯の範囲について 【障害者の場合】 障害者本人とその家族 【障害児の場合】 障害児の保護者が属する住民基本台帳上の世帯を原則とする
低所得	市町村民税が非課税の世帯*	0円	
一般1	市町村民税が課税の世帯 (所得割16万円未満)	9,300円	
一般2	上記以外	37,200円	

3 施設入所支援サービス費

※ 報酬単価：1単位10円 以下同様

(1) 障害支援区分と利用者定員に応じた報酬単価

(日額)

施設名	利用者定員	利用者の障害支援区分				
		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下 (未判定者含む)
やまびこの丘 こだまの丘 のぞみの丘 わかくさの丘	利用定員：41～60人 (栄養士兼務)	347単位	288単位	226単位	176単位	137単位
ほほえみの丘 はるかぜの丘	利用定員：61～80人 (栄養士兼務)	289単位	241単位	192単位	156単位	126単位

栄養士が兼務の場合には、一定の減算が行われます。

(2) 入院外泊時加算

(日額)

加算名	施設名	単位	備考	
入院外泊時加算(I)	やまびこの丘 こだまの丘 のぞみの丘 わかくさの丘	60人以下	320単位	8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき左記のと通りの単位を算定
	ほほえみの丘 はるかぜの丘	61~80人以下	272単位	
入院外泊時加算(II)	やまびこの丘 こだまの丘 のぞみの丘 わかくさの丘	60人以下	191単位	8日を超えた日から82日を限度とし、所定単位数に代えて1日につき左記のと通りの単位を算定
	ほほえみの丘 はるかぜの丘	61~80人以下	162単位	

(3) 重度障害者支援加算

(日額)

加算名	施設名	単位	備考
重度障害者支援加算(I)	わかくさの丘	28単位	医師意見書により特別な医療が必要である利用者の数の合計数の20%以上であって、生活支援員等を1以上加配している場合に算定
		22単位	区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者または、重症心身障害者が2人以上利用している場合
重度障害者支援加算(II)	ほほえみの丘 やまびこの丘 こだまの丘 のぞみの丘 はるかぜの丘	7単位	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した体制を整えた場合(体制加算)
		180単位	強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夕方、朝方等に個別の支援を行った場合(個人加算)

(4) その他の加算

(日額)

加算名	施設名	単位	備考
入所時特別支援加算	全施設	30単位	入所日から30日間
地域移行加算	全施設	500単位	入所中2回、退所後1回を限度として算定
療養食加算	全施設	23単位	療養食を提供した場合
福祉・介護職員処遇改善特別加算	全施設	1月につき +所定単位 9/1,000	福祉・介護職員の賃金の改善等を実施している場合 所定単位は、基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計

4 日中活動系サービス費

(1) 障害支援区分と利用者定員に応じた報酬単価

(日額)

施設名			利用者の障害支援区分				
			区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下 (未判定者含む)
生活介護	ほほえみの丘 はるかぜの丘 わかくさの丘	利用定員 61～80人	1,049単位	784単位	551単位	495単位	447単位
	やまびこの丘 こだまの丘 のぞみの丘	利用定員 41～60人	1,104単位	819単位	570単位	504単位	461単位
	萌黄	利用定員 21～40人	1,144単位	854単位	601単位	541単位	493単位
生活訓練 (I)	萌黄	利用定員 21～40人	664単位				
就労移行 支援(I)	あおぞら	利用定員 20人以下	就職後6月以上定着率が0 の場合		500単位		
就労継続 支援B型 (I)	あおぞら	利用定員 20人以下	平均工賃月額が1万円以上 2万円未満の場合		586単位		
就労継続 支援B型 (I)	工房COCO	利用定員 20人以下	平均工賃月額が2万円以上 2万5千円未満の場合		597単位		

(2) 相談支援事業サービス

(月額)

加 算 名	単 位	備 考
サービス利用支援費 (I)	1,458 単位	サービス利用支援、継続サービス利用支援を行った場合
継続サービス利用支援費 (I)	1,207 単位	取扱件数 (相談支援専門員 1 人当たりの前 6 月間における計画相談支援対象障害者等の数の平均値) が 40 未満である場合、または 40 以上である場合において、40 未満の部分について算定
サービス利用支援費 (II)	729 単位	取扱件数が 40 以上である場合において 40 以上の部分を算定
継続サービス利用支援費 (II)	603 単位	
初回加算	300 単位	新規にサービス等利用計画を作成する場合 (退院・退所加算との併給不可)
入院時情報連携加算 (I)	200 単位	医療機関へ出向いて、当該医療機関と面談し、必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算 (II)	100 単位	(I) 以外の方法により情報を提供した場合
退院・退所加算	200 単位	退院・退所時に該当施設職員と面談を行い、サービス等利用計画を作成した場合 (初回加算との併給不可)
居宅介護支援事業所等連携加算	100 単位	障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合において、居宅介護支援事業所または介護予防支援事業所に出向く等により居宅サービス計画等の作成に協力を行った場合
医療・保育・教育機関等連携加算	100 単位	利用者が利用する病院、企業、特別支援学校等の関係機関と日常的な連携体制を構築するとともに、連携先と面談する際は該当利用者、その家族等も出席するよう努めた場合 (初回加算、退院・退所加算との併給不可)
サービス担当者会議実施加算	100 単位	継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し面接することに加えて、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合 (会議においてサービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため該当加算は算定不可)
サービス提供時モニタリング加算	100 単位	継続サービス利用支援の実施時またはそれ以外の機会において、事業所または、当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、確認結果の記録を作成した場合 (1 人の相談支援専門員が 1 月に請求できる当該加算の件数は、39 件を限度とする)

加 算 名	単 位	備 考
行動障害支援体制加算	35 単位	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）または、行動援護従事者養成研修修了者を配置し、体制が整備されていることを事業所に掲示するとともに公表した場合
要医療児者支援体制加算	35 単位	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置し、体制が整備されていることを事業所に掲示するとともに公表した場合
精神障害者支援体制加算	35 単位	精神障害関係従事者養成研修修了者を配置し、体制が整備されていることを事業所に掲示するとともに公表した場合
地域生活支援拠点等相談強化加算	700 単位	緊急に支援が必要な事態が生じた者またはその家族等からの要請に基づき、速やかに短期入所事業者を利用に関する調整を行った場合 （月 4 回を限度とし、他の相談支援事業所において計画相談を行っている要支援者またはその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定不可）
地域体制強化共同支援加算	2,000 単位	支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、相談支援専門員と福祉サービス提供事業者の職員等が、会議により情報共有及び支援内容を検討、説明し、在宅での療養または地域において生活する上で必要な支援を行い協議会等に報告を場合（月 1 回を限度）
利用者負担上限額管理加算	150 単位	事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合（月 1 回を限度）
地域定着支援サービス費	304 単位	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行った場合（体制確保）
地域定着支援サービス費（Ⅰ）	709 単位	緊急に支援が必要な事態が生じた場合、速やかに訪問又は、一時的な滞在による支援を行った場合（緊急時支援）
地域定着支援サービス費（Ⅱ）	94 単位	緊急に支援が必要な事態が生じた場合、深夜（午後 10 時から午前 6 時までの時間）に電話による相談援助を行った場合（緊急時支援）
特定事業所加算（Ⅲ）	300 単位	相談支援専門員を 3 名以上配置し、1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了している場合

(3) その他の加算

(日額)

加 算 名	施 設 名	単 位	備 考
人員配置体制加算(Ⅱ)	わかくさの丘	125 単位	直接処遇職員配置基準2:1 利用定員が61人以上
福祉専門職員配置加算(Ⅰ)	ほほえみの丘	15 単位	常勤生活支援員の35%が有資格者の場合
福祉専門職員配置加算(Ⅱ)	こだまの丘 のぞみの丘 わかくさの丘	10 単位	常勤生活支援員の25%が有資格者の場合
福祉専門職員配置加算(Ⅲ)	やまびこの丘 はるかぜの丘 萌あおぞら 工房COCO	6 単位	生活支援員のうち75%が常勤の場合、又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上雇用されている場合
常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)	萌黄(生活介護)	19 単位	看護職員を常勤換算で1以上配置している場合 利用定員が21人以上40人以下
	やまびこの丘 こだまの丘 のぞみの丘	11 単位	看護職員を常勤換算で1以上配置している場合 利用定員が41人以上60人以下
	はるかぜの丘	8 単位	看護職員を常勤換算で1以上配置している場合 利用定員が61人以上80人以下
常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)	ほほえみの丘	16 単位	看護職員を常勤換算で2以上配置している場合 利用定員が61人以上80人以下
初期加算	全 施 設	30 単位	利用開始日から30日以内の期間について算定
欠席時対応加算	わかくさの丘(通所) 萌あおぞら 工房COCO	94 単位	急病等により利用を中止した際に連絡調整や相談援助を行った場合(月4回を限度)
利用者負担上限額管理加算	全 施 設	150 単位	事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合(月1回を限度)
重度障害者支援加算	萌黄(生活介護)	7 単位	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した体制を整えた場合(体制加算)
		180 単位	強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合(個人加算)

加 算 名	施 設 名	単 位	備 考
リハビリテーション加算 (I)	ほほえみの丘 やまびこの丘 こだまの丘 のぞみの丘 はるかぜの丘 わかくさの丘 萌黄 (生活介護)	48 単位	作業療法士によるリハビリテーション計画を作成し、個々のリハビリテーションを行う場合 (頸髄損傷による四肢の麻痺、その他これに類する状態にある者)
リハビリテーション加算 (II)	ほほえみの丘 やまびこの丘 こだまの丘 のぞみの丘 はるかぜの丘 わかくさの丘 萌黄 (生活介護)	20 単位	作業療法士によるリハビリテーション計画を作成し、個々のリハビリテーションを行う場合
食事提供体制加算	こだまの丘 (通所) わかくさの丘 (通所) 萌黄 あ お ぞ ら 工 房 C o C o	30 単位	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が当該施設内の調理室を使用して調理し、食事の提供をした場合
送迎加算 (I)	萌 黄 あ お ぞ ら	21 単位	片道につき 21 単位を加算 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合
送迎加算 (II)	わかくさの丘 (通所) 工 房 C o C o	10 単位	片道につき 10 単位を加算 1回の送迎につき平均10人以上が利用している、又は週3回以上の送迎を実施している場合
訪問支援特別加算 (I)	わかくさの丘 (通所) 萌黄 (生活介護) あ お ぞ ら 工 房 C o C o	187 単位	1 時間未満の訪問の場合 (I と II を合わせて月 2 回を限度)
訪問支援特別加算 (II)	わかくさの丘 (通所) 萌黄 (生活介護) あ お ぞ ら 工 房 C o C o	280 単位	1 時間以上の訪問の場合 (I と II を合わせて月 2 回を限度)
就労支援関係研修終了加算	あおぞら (就労移行)	6 単位	就労支援研修の修了者等を就労支援員として配置する場合
移行準備支援体制加算 (II)	あおぞら (就労移行)	100 単位	支援期間中に原則としてすべての利用者に職場実習等を実施していると認められた場合に加算
重度者支援体制加算 (II)	工 房 C o C o	28 単位	障害基礎年金1級受給者が25%以上50%未満
目標工賃達成指導員配置加算	工 房 C o C o	89 単位	目標工賃達成指導員が配置されている場合

加 算 名	施 設 名	単 位	備 考
福祉・介護職員処遇改善 特別加算	ほほえみの丘 やまびこの丘 こだまの丘 のぞみの丘 はるかぜの丘 わかくさの丘 あおぞら(就労移行)	1月につき +所定単位 9/1,000	福祉・介護職員の賃金の改善等を実施している場合 所定単位は、基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計
	萌黄(生活介護)	1月につき +所定単位 6/1,000	
	萌黄(自立訓練)	1月につき +所定単位 8/1,000	
	あおぞら(就労継続B) 工房C○C○	1月につき +所定単位 7/1,000	

5 共同生活援助サービス費

(1) 障害支援区分と世話人の常勤換算数に応じた報酬単価 (日額)

施設名		利用者の障害支援区分					
		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1
船嶺の家 上二杉の家 長附の家 桜ヶ丘の家 野田の家 サルビアの家	世話人の常勤換算：5人	611 単位	496 単位	417 単位	331 単位	242 単位	198 単位

(2) 夜間支援体制加算 (日額)

施設名		単位	備考
桜ヶ丘の家 サルビアの家	夜間支援対象利用者：5人	90 単位	夜間の連絡・支援体制が確保された場合 利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく前年度の平均利用者数
長附の家 野田の家	夜間支援対象利用者：6人	75 単位	
船嶺の家 上二杉の家	夜間支援対象利用者：8人	50 単位	

(3) その他の加算 (日額)

加算名		区分	単位	備考
福祉専門職員配置加算 (I)		全区分	10 単位	常勤生活支援員の 35%が有資格者の場合
看護職員配置加算		全区分	70 単位	看護職員を常勤換算で 2 以上配置している場合
長期帰宅時支援加算		全区分	40 単位	3 日以上帰宅した場合 (最大 3 ヶ月)
長期入院時支援加算		全区分	122 単位	3 日以上入院した場合 (最大 3 ヶ月)
自立生活支援加算		全区分	500 単位	入居中 2 回、退居後 1 回を限度とする
日中支援加算	支援対象利用者：1人	区分4以上	539 単位	日中 3 日以上支援を行った場合
		区分3以下	270 単位	
	支援対象利用者：2人以上	区分4以上	270 単位	
		区分3以下	135 単位	
福祉・介護職員処遇改善特別加算		全区分	1 月につき +所定単位 10/1,000	福祉・介護職員の賃金の改善等を実施している場合 所定単位は、基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計

6 短期入所サービス費

(1) 障害支援区分に応じた報酬単価

(日額)

加 算 名		利用者の障害支援区分				
		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下 (未判定者を含む)
福祉型短期入所サービス(I)	短期入所のみを利用する場合	896 単位	761 単位	629 単位	565 単位	494 単位
福祉型短期入所サービス(II)	日中活動系サービスを併せて利用する場合	584 単位	512 単位	308 単位	233 単位	167 単位
加 算 名		利用者の障害支援区分				
		区分3	区分2	区分1	備 考	
福祉型短期入所サービス(III)	障害児	761 単位	597 単位	494 単位		

(2) その他の加算

(日額)

加 算 名	施 設 名	単 位	備 考
短期利用加算	全 施 設	30 単位	利用開始日から起算して 30 日
常勤看護職員等配置加算	ほほえみの丘 やまびこの丘 こだまの丘 のぞみの丘 はるかぜの丘	10 単位	看護職員を常勤換算で 1 以上配置している場合 利用定員が 6 人以下
重度障害者支援加算	全 施 設	50 単位	重度者にサービスを提供した場合
		10 単位	強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者を配置し、重度者の支援を行った場合
栄養士配置加算	全 施 設	12 単位	栄養士が兼務の場合
食事提供体制加算	全 施 設	48 単位	食事の提供を行った場合
福祉・介護職員処遇改善特別加算	全 施 設	1 月につき + 所定単位 9/1,000	福祉・介護職員の賃金の改善等を実施している場合 所定単位は、基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計

7 日中一時支援サービス

(1) 日中一時支援サービス(I) : 障害者

(日額)

区 分	利用者の障害支援区分					備 考
	区分1・2	区分3	区分4	区分5	区分6	
4時間未満	2,011円	2,300円	2,561円	3,098円	3,648円	
4～8時間未満	3,017円	3,451円	3,841円	4,648円	5,472円	
8時間以上	4,023円	4,601円	5,122円	6,197円	7,297円	

(2) 日中一時支援サービス(II) : 障害児

(日額)

区 分	利用者の障害支援区分			備 考
	区分1	区分2	区分3	
4時間未満	2,011円	2,430円	3,098円	
4～8時間未満	3,017円	3,646円	4,648円	
8時間以上	4,023円	4,861円	6,197円	

(3) その他の加算

加 算 名	施 設 名	単 価	備 考
食事提供体制加算	全 施 設	305円	食事の提供を行った場合

8 障害福祉サービス対象外の料金

以下については、料金(実費等)をいただきます。

区 分	負担金額	備 考
食事の提供(基本的な朝・昼・晩の食事)	1,350円/日	施設入所者
	870円/日	短期入所の低所得者
	570円/日	通所、日中一時支援
	270円/日	通所の低所得者
	270円/日	日中一時支援の低所得者
光熱水費(居室にかかるもの)	370円/日	
おやつ代	100円/日	
金銭管理(小遣いの管理)	300円/日	
通院付添(旧大沢野町地域)	1,000円/回	
〃(旧大沢野町以外の地域)	2,000円/回	
理髪代(苑内理容所利用)	2,000円/回	
毛染め代(苑内理容所利用)	700円/回	
個人使用電気料(個人テレビ保有者)	300円/月	
交通費	1,500円/月	通所利用者
家賃	5,000円/月	グループホーム
その他(日常生活上必要となる諸費用)	実 費	

※ 食事及び光熱水費の負担については、低所得者に対し軽減措置(補足給付)があります。